

豊根村における女性職員の活躍の推進に関する
特定事業主行動計画

令和3年4月
豊根村

豊根村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和3年4月1日
豊根村長
豊根村議会議長
豊根村教育委員会委員長

豊根村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、豊根村長、豊根村議会議長、豊根村教育委員会委員長が連名で策定する特定事業主行動計画である。

1 計画期間

豊根村では、女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画を平成28年4月に策定し、平成28年4月1日から令和3年3月31日までの5年間で前期計画として取り組みを進めてきた。本計画は、前期計画で掲げた目標値の達成具合や目標項目の見直しを行い、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間の行動計画を定めるものである。

2 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本村では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行うこととしている。

3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、村長部局、議会事務局、教育委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、最も大きな課題に対応するものから順に、次のとおり目標を設定する。

- (1) 令和7年度までに、全職員に占める女性職員の割合を、令和2年度の実績（34%）より、6%引き上げ、40%以上にする。

- (2) 令和7年度までに、課長補佐級職以上に昇任した職員の女性割合を令和2年度の実績(6%)より、6%引き上げ、(12%)以上にする。
- (3) 令和7年度までに、制度が利用可能な女性職員の育児休業の取得割合を100%とする。
- (4) 令和7年度までに、育児休業を取得する男性職員の実績をつくる。
- (5) 令和7年度までに、年次休暇の消化率を、令和2年度実績(33%)より引き上げ、(35%)以上にする。

4 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3で掲げた数値目標その他目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

- (1) 積極的に村のPRを行い、イメージアップを図るとともに、広範囲に試験実施の周知を実施する。
- (2) 主任・係長級職の女性職員に対し積極的に研修を受講させるなど、課長補佐級職以上となるべき職員育成を図る。
- (3) 制度の周知を図るなど、対象職員に対して積極的に働き掛ける。
- (4) 制度の周知を図るなど、対象職員に対して積極的に働き掛ける。
- (5) 令和3年度より、年次休暇の取得目標を定め、各職員への徹底を図る。